

## 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

東大和市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が、東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例（令和5年条例第19号）第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により印鑑登録証明書の交付を請求する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする。

第18条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前条第2項に規定する方法による請求に際し、当該請求が適正であることを確認したときは、当該請求をした印鑑登録者の住所に印鑑登録証明書を郵便その他の規則で定める方法により送付することにより、交付するものとする。

## 附 則

この条例は、令和6年11月25日から施行する。